

第4章 移動等円滑化促進地区の設定

4.1 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の設定要件

バリアフリー化に重点的に取り組む「移動等円滑化促進地区」の要件は、改正バリアフリー法第2条第23号及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年）の三の2において、次の①～④のように定められています。

● 移動等円滑化促進地区の要件

① 生活関連施設*があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- ・基本方針では、原則として生活関連施設が概ね3以上あることとしている。
- ・また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としている。
- ・なお、旅客施設を含まない移動等円滑化促進地区の設定も可能である。

② 生活関連施設及び生活関連経路*についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

- ・移動等円滑化促進地区は、その趣旨から、バリアフリー化を促進すべき地区であることが求められる。
- ・「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、高齢者、障害のある人等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めている。

③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

- ・都市機能としては、高齢者、障害のある人等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等があげられる。
- ・地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められる。

④ 境界の設定等

- ・移動等円滑化促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めることが必要である。
- ・なお、移動等円滑化促進地区の区域が市町村界を越える場合は、隣接市町村と連携してマスタープランを作成する必要がある。

出典：国土交通省 総合政策局 安心生活政策課「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

注) 上記①～③は、国土交通省が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に係る要件であり、④は留意事項である。

(2) 本市における移動等円滑化促進地区の位置づけ

本市では、まちづくりの上位計画である「本庄市総合振興計画」における「居住環境の整備」のめざす姿として、バリアフリー化が挙げられていることから、居住環境等におけるバリアフリー化を実施していく必要性が高いといえます。

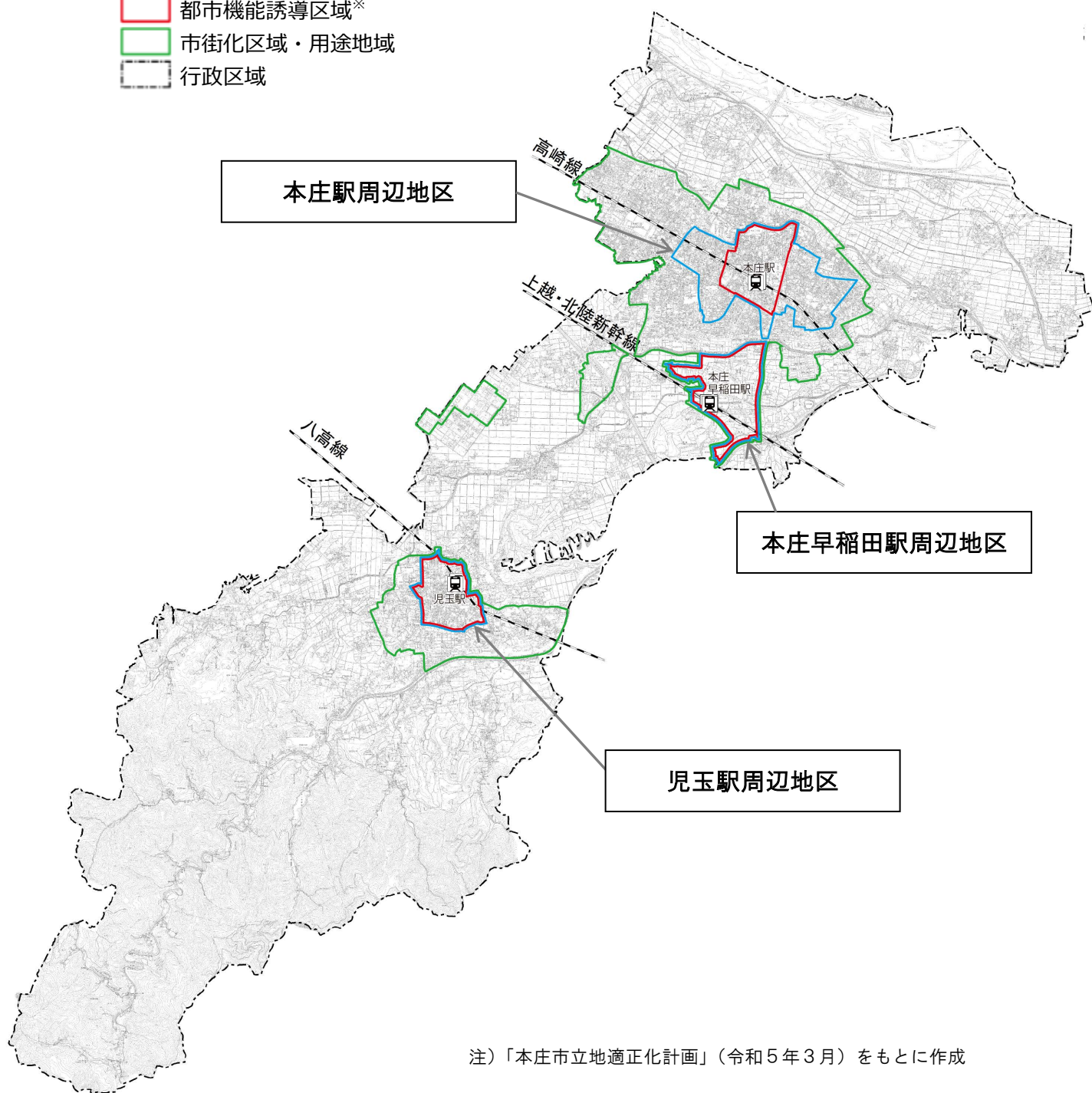
移動等円滑化促進地区は、通常徒歩で移動が行われる区域で、その区域内には生活関連施設が集積している区域であることから、本庄市立地適正化計画の「居住誘導区域^{*}」が目指す区域の考え方と合致するため、居住誘導区域を移動等円滑化促進地区とすることとしました。

■移動等円滑化促進地区の設定

地区名	面積
本庄駅周辺地区	約 291ha
児玉駅周辺地区	約 100ha
本庄早稲田駅周辺地区	約 154ha

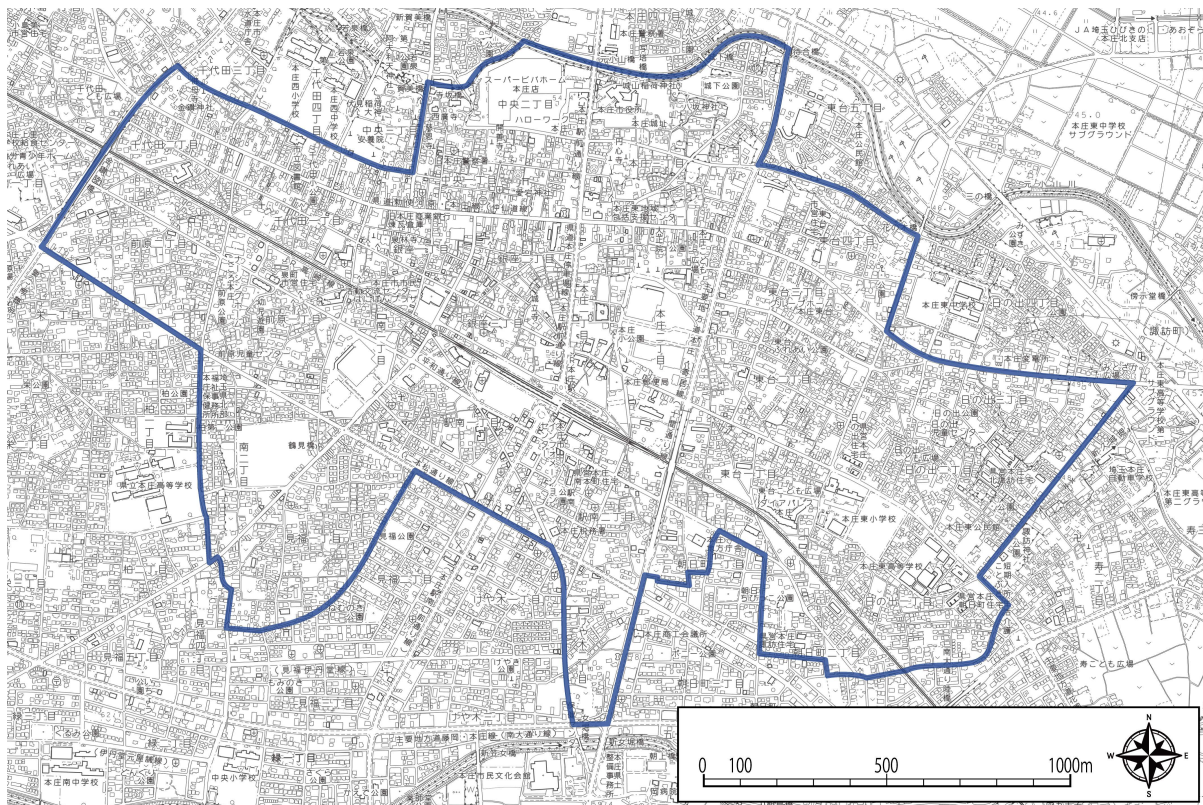
■ 移動等円滑化促進地区

- 移動等円滑化促進地区（居住誘導区域）
- 都市機能誘導区域[※]
- 市街化区域・用途地域
- 行政区域



注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)をもとに作成

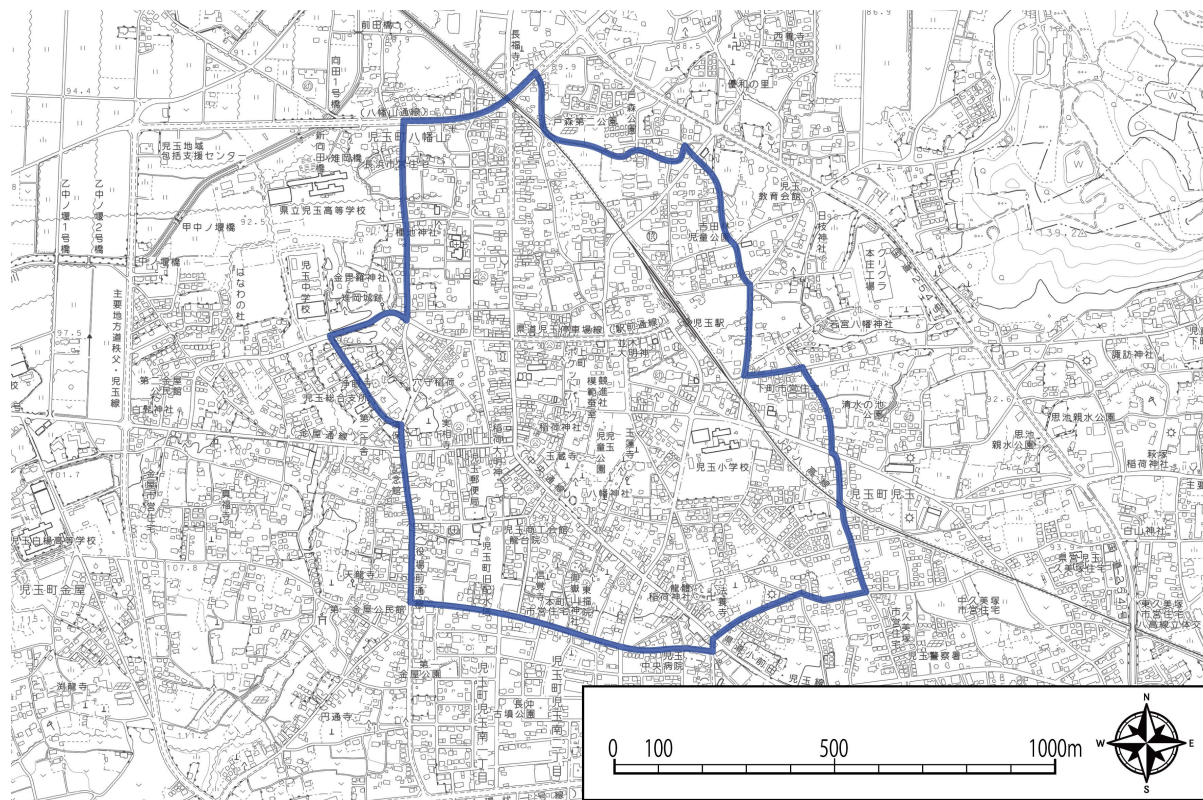
■移動等円滑化促進地区（本庄駅周辺地区）



移動等円滑化促進地区

注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)をもとに作成

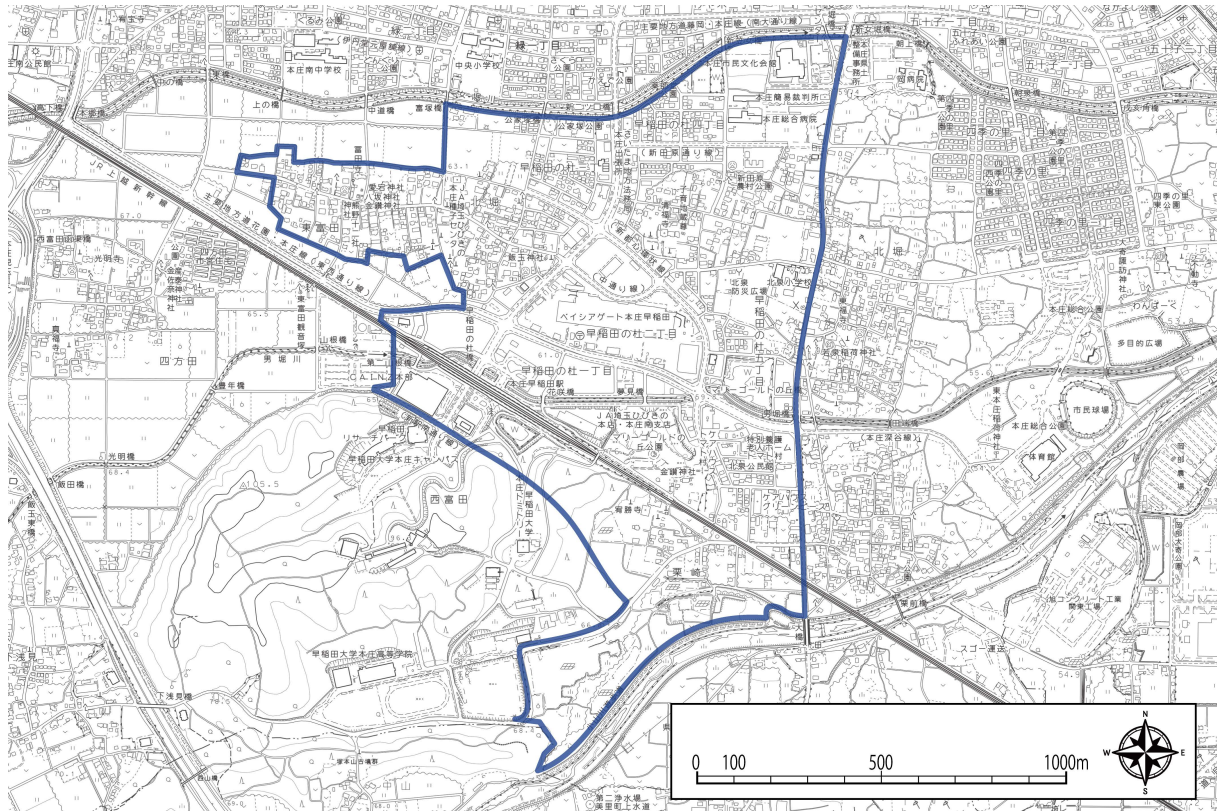
■移動等円滑化促進地区（児玉駅周辺地区）



移動等円滑化促進地区

注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)をもとに作成

■移動等円滑化促進地区（本庄早稲田駅周辺地区）



 移動等円滑化促進地区

注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)をもとに作成

4.2 生活関連施設・生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の位置づけ

生活関連施設には、多くの高齢者、障害のある人等が利用する旅客施設、官公庁、医療施設、商業施設、教育文化施設など多様な施設を位置づけることができます。

本市では、第3章で定めた基本理念も踏まえ、高齢者、障害のある人が多く利用する施設に加え、高齢者、障害のある人に限らず不特定多数の利用が見込まれる施設を生活関連施設に位置づけることとします。(p.45 表参照)

(2) 生活関連経路の位置づけ

生活関連経路はバリアフリー法において、生活関連施設相互間の経路と定義されています。

そのため、(1)で位置づけた生活関連施設を踏まえ、生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、主要な道路を生活関連経路として位置づけることとします。

(3) 生活関連施設・経路の設定

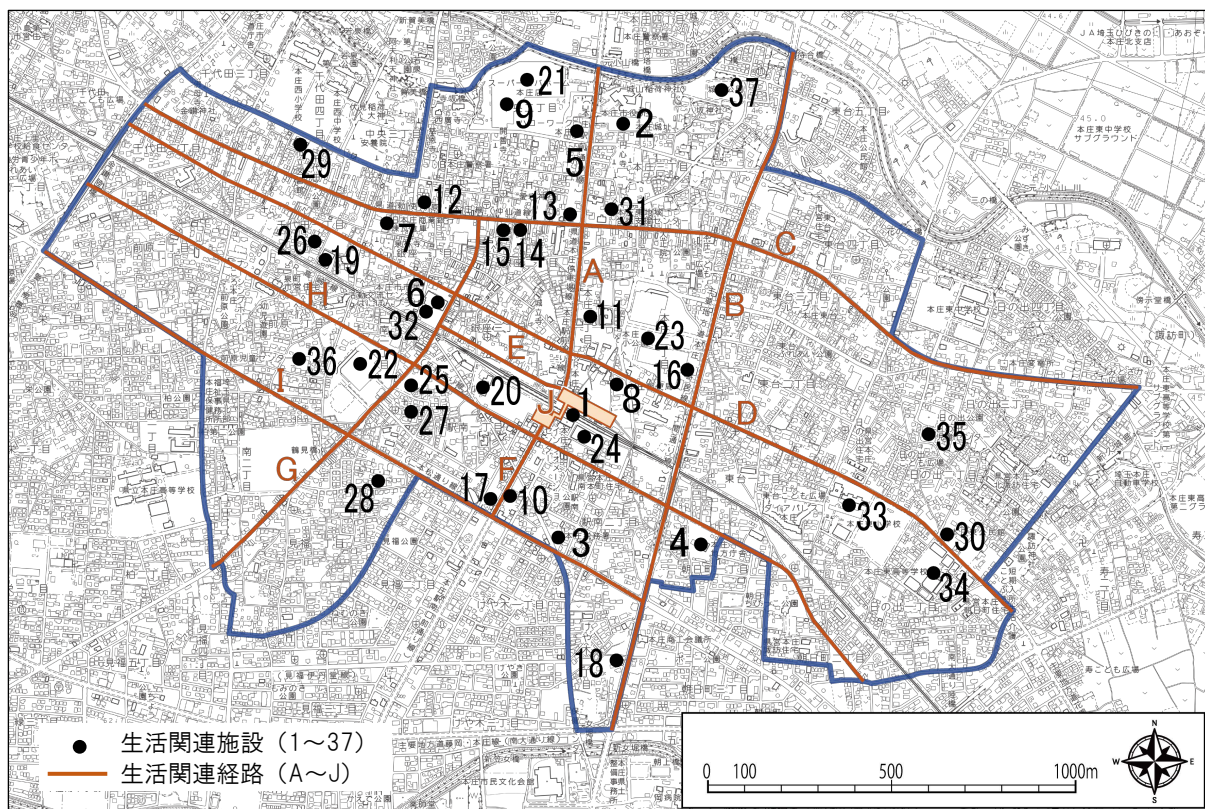
生活関連施設の考え方は次ページに示すとおりです。

これらの考え方で設定した生活関連施設及び生活関連経路を、本庄駅周辺地区を p.46 に、児玉駅周辺地区を p.48 に、本庄早稻田駅周辺地区を p.49 に示します。

■生活関連施設の考え方

旅客施設	・ 鉄道駅
官公庁	・ 市役所、県税事務所、税務署、裁判所など
金融機関等	・ 銀行、郵便局など
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、診療所など ・ ただし、バリアフリー法により、特別特定建築物（不特定多数が利用、または主として高齢者・障害のある人等が利用する建築物で、床面積が 2000 m²以上の規模）を建築する際には、国のバリアフリー基準への適合が義務付けされていることから、床面積 2000 m²以上の病院または診療所を選定する。
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商業施設、宿泊施設など ・ ただし、バリアフリー法により、特別特定建築物（不特定多数が利用、または主として高齢者・障害のある人等が利用する建築物で、床面積が 2000 m²以上の規模）を建築する際には、国のバリアフリー基準への適合が義務付けされていることから、床面積 2000 m²以上の商業施設、宿泊施設を選定する。
子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、認定こども園 ・ 幼稚園については、3 歳以上の利用が中心となりベビーカーの利用は多数ではないと考え、選定しない。
教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、文化会館、公民館、博物館など ・ 学校については、本庄市地域防災計画で指定緊急避難場所、指定避難所に指定される学校を選定する。
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合福祉施設、老人・障害者福祉施設など ・ 老人ホームについては、施設内での生活・活動が中心となり、地域での移動は少ないと考え、生活関連施設として選定しない。 ・ また、民間運営の小規模な福祉施設については、バリアフリー法による生活関連施設の要件である「相当数の高齢者・障害者等が利用する施設」に該当しないと考え、生活関連施設として選定しない。
避難場所、避難所	・ 「本庄市地域防災計画」において、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所に指定されている施設
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園（街区公園を除く） ・ 地区住民だけでなく、多くの市民や市外からの来訪者が利用する公園を選定する。

■移動等円滑化促進地区（本庄駅周辺地区）における生活関連施設・経路



注)「本庄市立地適正化計画」(令和5年3月)及び市販地図等もとに作成

<生活関連施設>

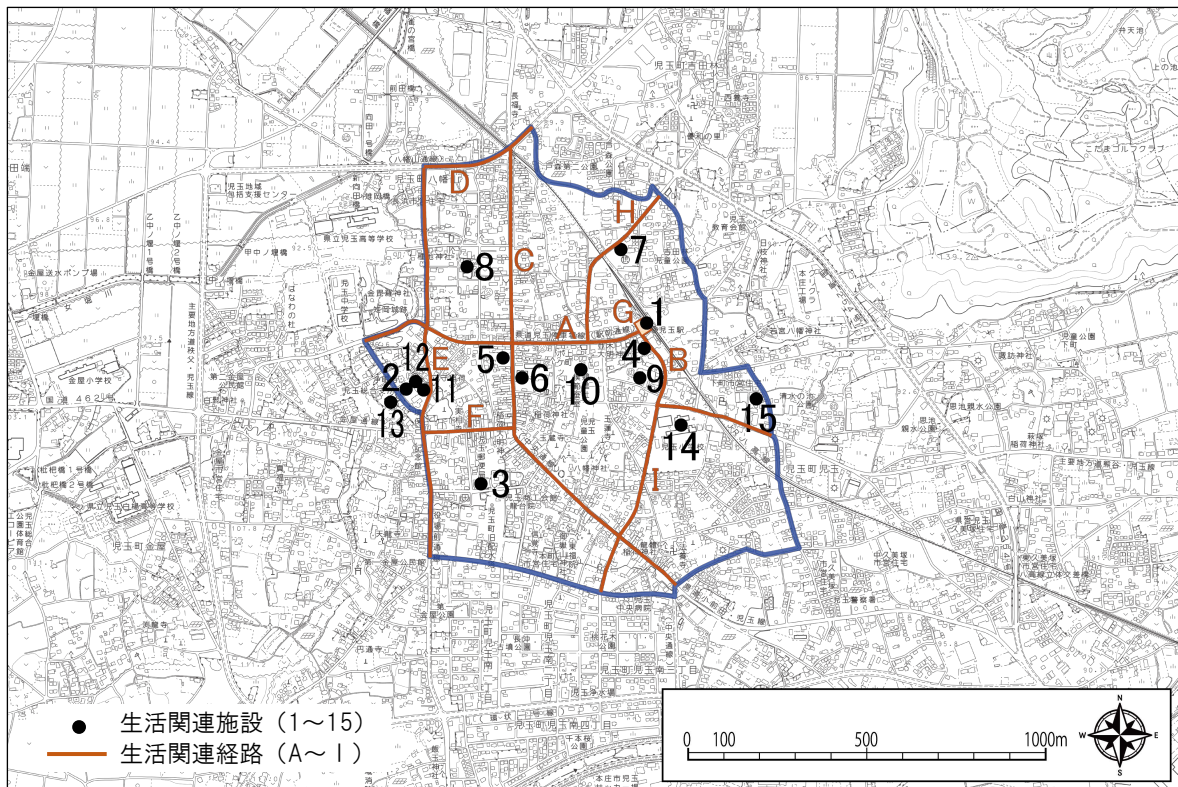
区分	施設名
旅客施設	1 本庄駅
官公庁	2 本庄市役所
	3 本庄税務署
	4 埼玉県本庄地方庁舎
	5 ハローワーク本庄
	6 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)
	7 旧本庄商業銀行煉瓦倉庫
金融機関等	8 本庄郵便局
	9 ビバモール本庄郵便局(ビバモール本庄店内)
	10 武蔵野銀行本庄支店
	11 埼玉信用組合本庄支店
	12 埼玉縣信用金庫本庄支店
	13 埼玉りそな銀行本庄支店
	14 東和銀行本庄支店
	15 足利銀行本庄支店
	16 群馬銀行本庄支店
	17 しのめ信用金庫本庄支店
	18 中央労働金庫本庄支店
医療施設	19 医療法人本庄福島病院
	20 医療法人社団心志会本庄駅前病院
商業施設	21 ビバモール本庄店
	22 MEGA ドンキホーテ UNY 本庄店
	23 フォルテ本庄
	24 埼玉グランドホテル本庄
	25 ホテルルートイン本庄
子育て支援施設	26 ふくしまキッズ保育園
	27 社会福祉法人世光会旭保育園
	28 幼保連携型認定こども園梅花保育園
教育文化施設	29 本庄市立図書館
	30 本庄市本庄東公民館

区分	施設名
社会福祉施設	31 本庄東地域包括支援センター安誠園
	32 本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会(はにぼんプラザ内)
指定緊急避難場所(緊) 指定避難所(避) 福祉避難所(福)	2 本庄市役所(緊)
	6 市民活動交流センター(はにぼんプラザ)(緊)
	29 本庄市立図書館(緊)
	30 本庄市本庄東公民館(緊)
	33 本庄東小学校(緊、避)
	34 本庄東高等学校(緊)
	35 日の出児童センター(緊)
	36 前原児童センター(緊)
公園	37 城下公園

<生活関連経路>

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道本庄停車場線、本庄市道第 5375 号線(本庄駅前通り線)
	B 主要地方道本庄寄居線(十間通り線)
	C 一般県道勅使河原本庄線(仲仙道線)
	D 本庄市道第 216 号線、本庄市道第 6486 号線、本庄市道第 6487 号線
	E 本庄市道第 5374 号線
	F 本庄市道第 130 号線(本庄駅南口駅前通り線)
	G 本庄市道第 5386 号線
	H 本庄市道第 220 号線、本庄市道第 230 号線、本庄市道第 231 号線(平和通り線)
	I 本庄市道第 129 号線、本庄市道第 124 号線
	J 本庄駅北口駅前広場、本庄駅南口駅前広場、自由通路

■移動等円滑化促進地区（児玉駅周辺地区）における生活関連施設・経路



注）「本庄市立地適正化計画」（令和5年3月）及び市販地図等もとに作成

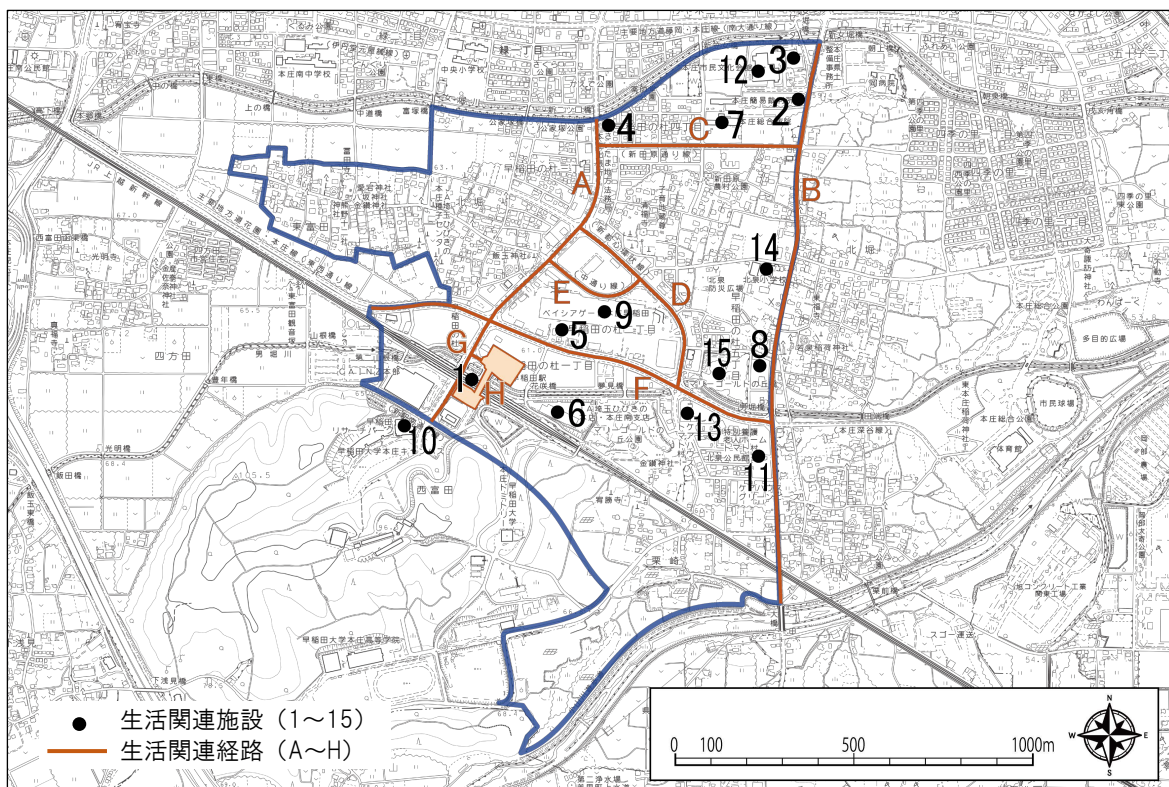
＜生活関連施設＞

区分	施設名
旅客施設	1 児玉駅
官公庁	2 本庄市児玉総合支所（アスピアこだま）
金融機関等	3 児玉郵便局
	4 東和銀行児玉支店
	5 埼玉りそな銀行児玉支店
	6 埼玉信用組合本店
	7 JA 埼玉ひびきの児玉支店
医療施設	8 鈴木外科病院
商業施設	—
子育て支援施設	9 幼保連携型認定こども園児玉の森こども園
教育文化施設	10 競進社模範蚕室
	11 本庄市立塙保己一記念館（アスピアこだま内）
	12 本庄市児玉公民館（アスピアこだま内）
社会福祉施設	—
指定緊急避難場所（緊）	13 児玉文化財整理室（緊）
指定避難所（避）	14 児玉小学校（緊、避）
福祉避難所（福）	15 山王自治会館（緊）
公園	—

＜生活関連経路＞

区分	路線名
生活関連経路	A 一般県道児玉停車場線、本庄市道第2級1号線（駅前通線）
	B 本庄市道第1級2号線
	C 一般国道462号（中央通線）
	D 主要地方道秩父児玉線（八幡山通線）
	E 本庄市道第1級1号線、一般県道長瀬児玉線（役場前通線）
	F 一般国道462号（金屋通線）
	G 児玉駅前広場
	H 本庄市道第5-826号線
	I 本庄市道第1級3号線、本庄市道第1-468号線

■移動等円滑化促進地区（本庄早稲田駅周辺地区）における生活関連施設・経路



<生活関連施設>

注「本庄市立地適正化計画」（令和5年3月）及び市販地図等もとに作成

区分	施設名
旅客施設	1 本庄早稲田駅
官公庁	2 本庄簡易裁判所
	3 本庄市保健センター
金融機関等	4 さいたま地方法務局本庄出張所
	5 本庄早稲田駅前郵便局（ベイシア本庄早稲田ゲート店内）
医療施設	6 JA 埼玉ひびきの本店
	7 医療法人本庄福島病院本庄総合病院
商業施設	8 本庄脳神経外科・脊椎外科
	9 ベイシア本庄早稲田ゲート店
子育て支援施設	—
教育文化施設	10 本庄早稲田の杜ミュージアム
	11 本庄市北泉公民館
社会福祉施設	12 本庄市民文化会館
	13 社会福祉法人宥和トマト村
指定緊急避難場所（緊）	3 本庄市保健センター（緊）
指定避難所（避）	11 本庄市北泉公民館（緊）
福祉避難所（福）	12 本庄市民文化会館（緊）
	13 社会福祉法人宥和トマト村（福）
公園	14 北泉小学校（緊、避）
	15 マリーゴールドの丘公園

<生活関連経路>

区分	路線名
生活関連経路	A 本庄市道第 130 号線、本庄市道第 8601 号線（中央通り線）
	B 主要地方道本庄寄居線（十間通り線）
	C 本庄市道第 8638 号線、本庄市道 8269 号線（新田原通り線）
	D 本庄市道第 8603 号線（新都心環状線）
	E 本庄市道第 8667 号線（中通り線）
	F 主要地方道花園本庄線（東西通り線）
	G 本庄市道第 8604 号線（新駅北口駅前線）
	H 本庄早稲田駅北口駅前広場、本庄早稲田駅南口駅前広場、自由通路

第5章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針

5.1 バリアフリー化の方針

移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の方針は、バリアフリー化に関する主な基準等や、まち歩き、関連団体ヒアリングでの意見を踏まえ、本庄市が取り組む事項として5.2に示します。

● バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進することが基本となります。

■ バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準・ガイドライン等	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占有に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	建築物	建築物移動等円滑化基準（建築物特定施設の構造及び配置に関する基準）	国土交通省【政令】 令和2年12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
	駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省 令和2年3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	国土交通省 令和2年10月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編	国土交通省 令和3年3月
	道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	（財）国土技術研究センター 平成23年8月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年3月改訂
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	国土交通省 平成24年3月
条例等	建築物等	埼玉県福祉のまちづくり条例	平成7年3月20日 埼玉県条例第11号
		埼玉県福祉のまちづくり条例設計ガイドブック	埼玉県 令和3年7月一部改訂
	建築物	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）	平成20年7月8日 埼玉県条例第42号
埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）の手引き		埼玉県 令和3年10月施行	

5.2 バリアフリー化の促進に向けた取組

高齢者、障害のある人等をはじめ誰もが「利用しやすい施設」「移動しやすい環境」の整備に向けて、まち歩きや関係団体ヒアリングでの意見を踏まえた取組が求められます。

今後は、生活関連施設及び生活関連経路において、公共交通、公共施設（駐車場を含む）、建築物（病院、商業施設、業務施設など）、道路、公園、心のバリアフリーの6つの項目について、バリアフリー化の促進に向けてのアクセシビリティの確保及びユーザビリティの向上などの取組を整理しました。

これらの取組内容については、バリアフリーの進捗状況をチェックし、必要に応じてその内容の追加・見直しを行います。

● 公共交通（本庄駅や駅前広場、バス停など）

- 駅構内、自由通路などによる、よりわかりやすい案内方法と、改札口付近だけではなく複数箇所での情報提供について検討します。
- エレベーター乗降口へ誘導する視覚障害者誘導用ブロック、階段段鼻部の視認性、階段部の視覚障害者誘導用ブロックの2列化、手すりの安全性などについて基準等に基づき改修します。
- テラスバ本庄（南口複合施設）において、視覚障害者の誘導方針及び案内者不在時の対応等を検討します。
- 本庄駅駅前広場における歩道の凹凸、車止めの配置・高さ等の改善を検討します。
- 本庄駅南口駅前広場のバス乗降場所において、バスが正着できる構造となるようバス事業者及びタクシー事業者の意見を聴きながら検討します。
- 本庄駅駅前広場のタクシー乗り場において、急勾配のスロープの改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置を検討します。
- 北口公衆トイレの案内表示、北口広場における障害者車両乗降場の案内表示について改善を検討します。
- エスカレーターの利用にあたっては、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」（令和3年県条例第12号）を遵守し、立ち止まってのエスカレーター利用の周知を図るよう事業者に要請します。

● 公共施設（市役所など）

- 市役所全体における高齢者、障害のある人等の案内の方針を検討のうえ、案内表示、周知方法等を具体化します。
- 市庁舎正面の広場を将来的に活用して、利用者動線、駐車場配置等を含む空間再配置の検討を行います。
- 本庄駅前通り線の歩道部から市庁舎に至る歩行者動線や、市役所内駐車場から市庁舎に至る歩行者動線において、視覚障害者誘導用ブロックを適正に配置します。
- 市役所敷地入口から市庁舎に至るスロープにおいて、幅や屈曲部の安全確保など可能なものから改善します。
- 障害者用駐車場の位置、数、区画の広さ及び駐車場のユーザビリティ等につい

て改善を検討します。

○国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度（思いやり駐車場の整備）の取組を推進します。

● 建築物

○建築物は、「公共施設（市役所など）」に準じ、バリアフリー化に関する基準等に基づき施設管理者へ整備や改善を依頼する。

● 道路（歩道、交差点など）

○歩道の段差、勾配、路面の凹凸等のある箇所については、今後の道路改良事業等も踏まえ、歩道の平坦性の確保を検討します。

○交差点部において、視覚障害者誘導用ブロック、車止め等の配置が不適切な箇所は検討のうえ改善します。

○交差点部において、歩行者滞留スペース（平坦性、広さ等）が確保されていない場合は、今後の道路改良事業等も踏まえ改善を検討します。

○交差点部におけるエスコートゾーンの導入、音響信号機の整備について検討します。

○自転車の歩道走行によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車走行ルールやマナーの周知を行います。

○公共の場所への自転車の放置によって高齢者、障害のある人等が危険にならないよう自転車の放置防止のルールやマナーの周知を行います。

○障害のある人と介助者が安全に通行できる歩道の幅を確保できる歩道の整備を推進します。

○踏切部における歩道の整備を検討します。

○バス停留所における縁石の開口部とバス乗車口・降車口の位置が合っていない場合について、今後の改善を検討します。

● 公園（公園、緑地など）

○バリアフリー化に関する基準等に基づき整備、改善を行います。

● 心のバリアフリー

○「障害の社会モデル」など障害への正しい理解や合理的配慮への考え方を浸透させるため、庁内関係部署と連携し、以下の取組を行います。

- 市が行う講演会、イベント、研修等を通して、「障害の社会モデル」の周知・啓発を行うとともに「見えにくい障害」に対する理解や配慮が必要な人に関する理解を促進します。

- コミュニケーション支援ボードや支援アプリ、各障害を対象としたマーク、高齢運転者標識及びマタニティマーク[※]等の普及を通じ、障害のある人、高齢者、妊婦、子ども連れの人、外国人や性的マイノリティ[※]の人などの抱える困難やニーズの把握、啓発を促進します。

○障害のある人や高齢者等と共に活動すること等を通じ、共感を促し、実際の行動につなげるための体験・学習による幅広い教育活動の推進や啓発機会の創出として、庁内関係部署と連携し、以下の取組を充実します。

- 障害のある人や高齢者等と市民、事業者あるいは市職員との触れ合いの場・

機会を設け、気づきやバリアフリーの意識づくりを推進します。

- 児童生徒と障害のある人、高齢者と幼児等が触れ合い交流する機会の創出、車いす、アイマスクなどを用いた体験学習などを通し、心のバリアフリーに関する教育活動を推進します。
- 本庄市手話言語条例に示される「手話は言語である」との認識に基づき、手話による意思疎通の尊重や円滑な意思疎通の環境の構築を目指し、市職員や市民に対して手話講座を実施するなど理解及び普及に努めます。
- 市職員等関係者に対し、障害者差別解消法等の理解のための研修等を実施します。

○国や県の動きを受け、パーキングパーミット制度（思いやり駐車場の周知・啓発）の取組を推進します。

注) 上記の取組事項は、移動等円滑化促進地区の生活関連施設・生活関連経路において、対象となる施設などにより6つに分類しました。

第6章 移動等円滑化促進地区での届出制度について

6.1 行為に関する届出

(1) 届出制度の概要

バリアフリー法において、移動等円滑化促進地区では、旅客施設の建設、道路の新設等であって、他の施設と接する部分について、移動等円滑化に支障を及ぼすおそれのある行為をしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出ることとされています。

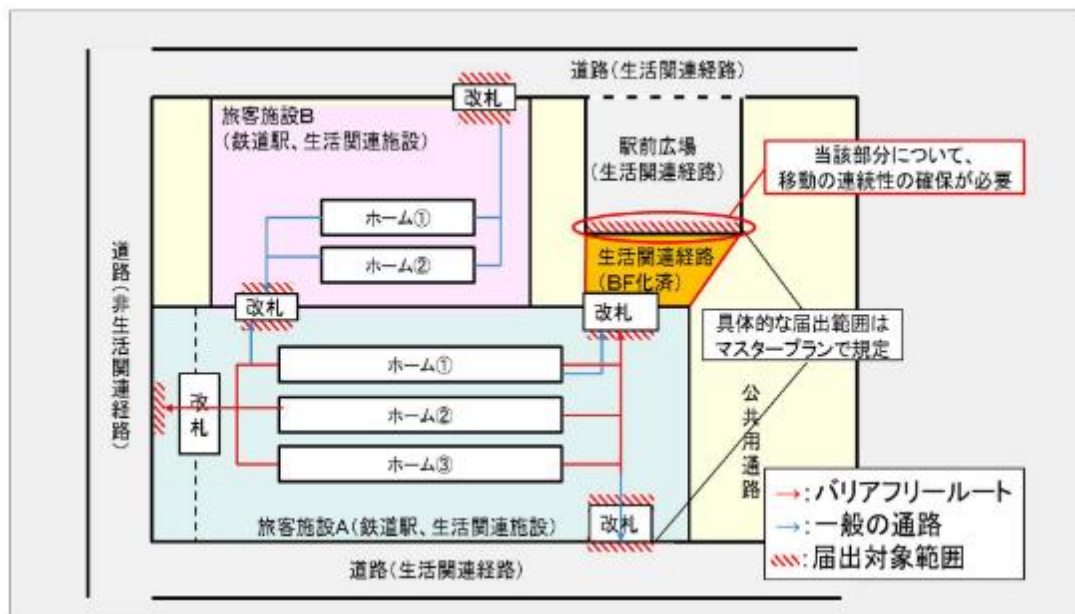
市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

■届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 (生活関連施設である旅客施設)	当該旅客施設と以下の施設等との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 (生活関連経路である道路法による道路)	以下の施設等に接する道路の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）

■届出対象範囲のイメージ



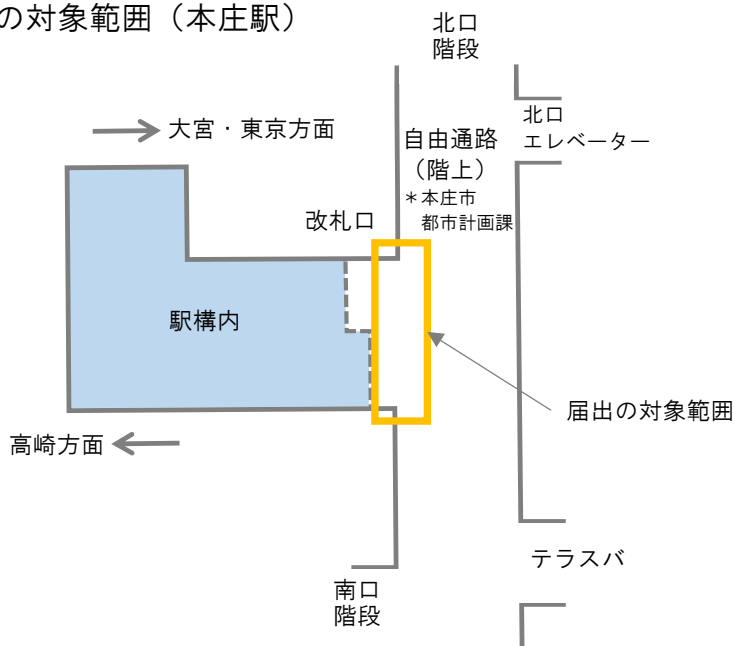
出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(令和3年3月、国土交通省総合政策局安心生活政策課)

(2) 届出制度の対象となる範囲

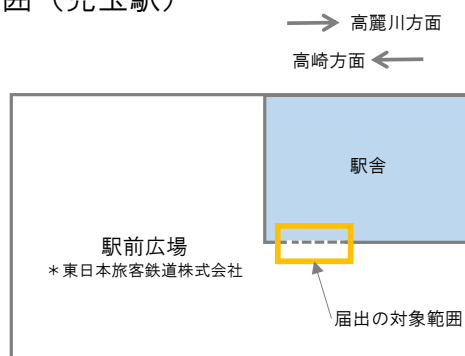
バリアフリーマスタープランにおいて生活関連施設として位置づける旅客施設について、バリアフリー法に基づく届出制度の対象範囲を設定します。

なお、以下に示しているのは、生活関連施設（旅客施設）と道路（公共通路）の境界を表す模式図であることから、事業実施の際には、各駅において各施設設置管理者が締結している協定による管理区分等を踏まえ、両者による協議の上で、届出の対象とすべき範囲を確定するものとします。

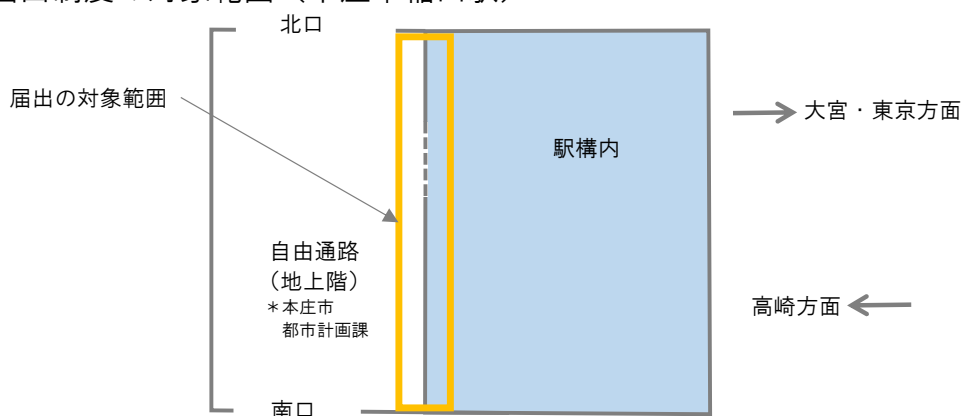
■届出制度の対象範囲（本庄駅）



■届出制度の対象範囲（児玉駅）



■届出制度の対象範囲（本庄早稲田駅）



*届出の詳細は、「バリアフリー法施行規則」によるものとします。

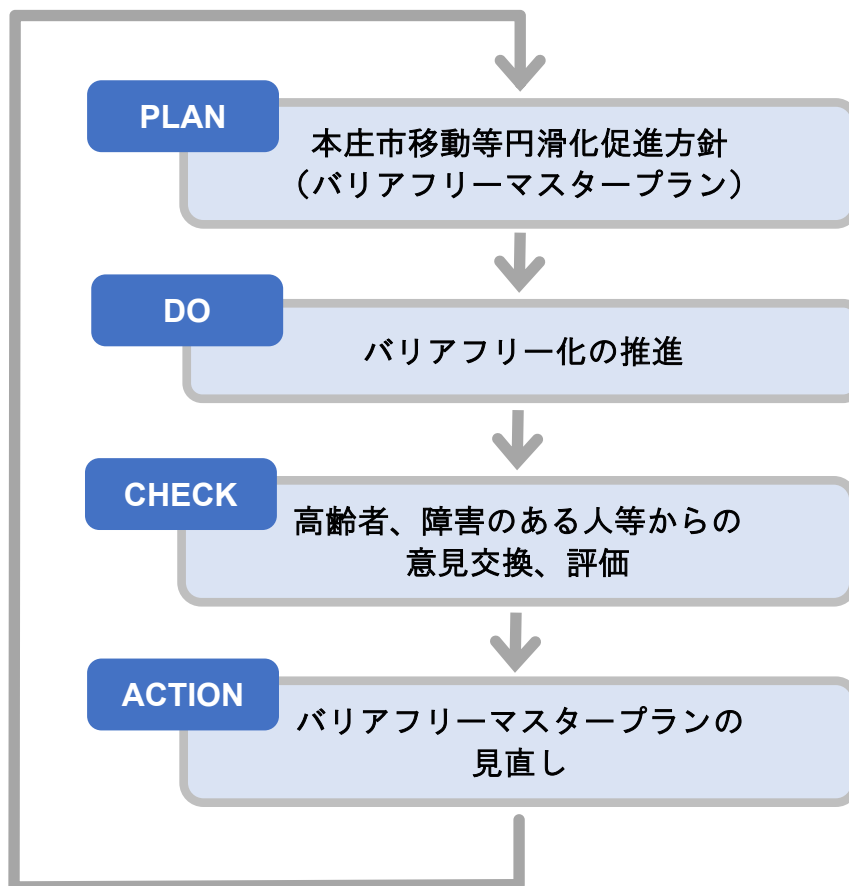
第7章 継続的な取組に向けて

7.1 移動等円滑化促進方針の評価及び継続的な取組に向けて

バリアフリー法では、概ね5年ごとに移動等円滑化促進方針に基づく整備等の実施状況について、調査・分析・評価を行うよう努めることとされています。

本市では、高齢者、障害のある人等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、相互理解の促進を図り、バリアフリーマスタープランの評価を行うとともに必要に応じて見直しを行っていきます。

■移動等円滑化促進方針の評価及び継続的な取組



資料編

資料-1 本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

○本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

本庄市告示第218号

本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月3日

本庄市長 吉田 信解

本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の策定に当たり、必要な事項を協議するため、同法第24条の4第1項の規定に基づき、本庄市移動等円滑化方針策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動等円滑化促進方針の策定に関すること。
- (2) その他移動等円滑化促進方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員が委嘱され、又は任命された日の属する年度の翌年度末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、識見を有する者の中から互選により選出し、副会長は、識見を有する者の中から会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝金)

第7条 会長及び副会長に対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市整備部道路管理課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年2月3日告示第20号）

この告示は、公示の日から施行する。

資料-2 本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会 委員名簿

区 分		所属団体等	氏 名	備考
有識者	学識経験者	中央大学 研究開発機構 教授	秋山 哲男	会長
	学識経験者	高崎健康福祉大学 教授	金井 敏	副会長
利用者代表	高齢者団体	本庄市老人クラブ連合会	須藤 成光	
	障害者団体	本庄市身体障害者福祉会（肢体）	種村 朋文	
	障害者団体	本庄市身体障害者福祉会（視覚）	澤田 昌憲	
	障害者団体	本庄市児玉郡広域 聴覚障害者福祉協会	小林 秋江	（前任）佐藤 玲子
	子育て関係団体	本庄市私立保育園園長会	田嶋 直子	
公共交通事業者	鉄道事業者	東日本旅客鉄道株式会社	野澤 浩一	
	バス事業者	朝日自動車(株) 本庄営業所	高野 寿臣	（前任）渡部 謙一 梶原 進也
	タクシー事業者	本庄地区タクシー協議会	神宮 つぐよ	
商業施設・自治会	地元商工会	本庄商工会議所	狩野 輝昭	
	地元商工会	児玉商工会	田島 久美	
	地元自治会	本庄市自治会連合会	根岸 博己	（前任）海北 晃
	地元社会福祉協議会	社会福祉法人 本庄市社会福祉協議会	大屋 正信	（前任）山下部 勝
行政関係者	国土交通省 地方運輸局	国土交通省関東運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課	杉田 美千代	（前任）上野 雅男 宮澤 豊
	都道府県庁 担当部署	埼玉県 都市整備部 都市計画課	吉岡 一成	（前任）鳴海 太郎 小島 茂
	警察関係者	埼玉県 本庄警察署	笹原 久雄	（前任）菊地 祥一
	警察関係者	埼玉県 児玉警察署	金子 昇	（前任）田中 浩一
施設設置 管理者	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	木住野 誠	（前任）渡邊 正
	道路管理者	埼玉県 県土整備部 本庄県土整備事務所	木村 和正	（前任）飯塚 雅彦
本庄市	行政職員	本庄市 企画財政部	内田 圭三	
	行政職員	本庄市 市民生活部	早野 悟	（前任）青木 光蔵
	行政職員	本庄市 福祉部	山田 剛	（前任）原 史子
	行政職員	本庄市 保健部	金井 正男	（前任）岡野 美香
	行政職員	本庄市 経済環境部	落合 吉昭	（前任）萑塚 亮
	行政職員	本庄市 都市整備部	齊藤 順一	（前任）加藤 衛
	行政職員	本庄市 教育委員会事務局	笠原 栄作	（前任）高橋 利征

（敬称略）

資料-3 検討経緯

会議名	開催日	主な検討内容
第1回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和3年8月24日 (書面開催)	・協議会について ・本庄市の現状 ・マスタープランについて
第2回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和4年5月25日	・まち歩き ・意見交換
第3回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和4年8月17日	・現地まち歩きで確認した現状課題の整理について ・報告事項 ・意見交換
関係団体ヒアリング	令和4年9月～10月	・バリアフリーの状況、課題等についてのヒアリング
第4回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和4年11月8日	・移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の策定に向けて ・本庄市移動等円滑化促進方針(素案)について ・意見交換
第5回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和5年2月14日	・本庄市移動等円滑化促進方針(素案)の修正について ・意見交換
第6回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和5年9月7日 (書面開催)	・本庄市移動等円滑化促進方針(案)についての意見聴取
パブリックコメント	令和5年12月4日 ～令和6年1月9日	・本庄市移動等円滑化促進方針(案)についての意見聴取
第7回本庄市移動等円滑化促進方針策定協議会	令和6年1月23日 (書面開催)	・本庄市移動等円滑化促進方針(案)について

資料-4 用語集

	用語	意味
あ行	エスコートゾーン (視覚障害者用横断帯)	視覚障害者が安全で最短距離に横断歩道を渡れるように、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起物を敷設し、横断歩道を安全にまっすぐ進めるようにするもの。
	NPO (エヌ・ピー・オー)	非営利組織(Non-Profit Organization)の略。営利を目的としない公益事業や、市民活動を行う組織。
	音響信号機	視覚障害者用交通信号付加装置が付加された交通信号機。歩行者用灯器が青色であることを視覚障害者に知らせるため、外部のスピーカーより誘導音を鳴動させる。
か行	居住誘導区域	人口減少の中であっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て、商業等の生活サービス施設やコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。
	コミュニケーション支援ボード	知的障害、発達障害、精神障害のある人の中には、自分の気持ちを言葉にできない、言葉が理解できない人もいるため、絵記号や写真等を用いて自分の意思を指さして伝えるボード。
さ行	ジェンダーレストイレ	異性による同伴介助や性的マイノリティの利用を想定し、性別に関係なく利用できる公衆トイレのこと。
	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロック。 線状ブロックにはホーム側と線路側を判別出来るような内包線ブロックもある。
	障害者手帳	各自治体において障害者として公式に認定を受けると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が発行される。 【身体障害者手帳】身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。 【療育手帳】厚生省事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき交付される手帳であり、知的障害者の程度によって等級を設定している。等級は都道府県ごとに独自に設定しており、埼玉県では④、A、B、Cの4段階に区分している。 【精神障害者保健福祉手帳】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。
	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路のこと。一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設)から構成される。
	生活関連施設	相当数の高齢者、障害のある人等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと。
	性的マイノリティ	性のあり方が多数派(生まれた時に割り当てられた性別に違和感がない異性愛者)と異なる人たちの総称。そのうち「LGBTQ」は、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれたときの性と自認する性別が一致しない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、わからない、又は決めない人)の5つの頭文字からとった言葉で、性的マイノリティの人たちを表す総称の一つである。

	用語	意味
た行	多目的トイレ	高齢者、障害のある人等の円滑な利用に適した構造を有するトイレ。多目的トイレでは、高齢者や乳幼児を連れた人が利用しやすい便房、乳幼児ベッド・おむつ交換台、乳幼児を安全に座らせることができる設備、オストメイト用の設備などが求められる。
	デマンドバス	利用者の事前予約に基づき、経路やスケジュールを予約内容に合わせて運行するバス。
	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する建築物又はその部分であり、建築主等は建築物移動等円滑化基準に適合させる努力義務がある。
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。
	都市機能誘導区域	公共公益（行政・文化交流）や医療、福祉、子育て、商業等の生活サービス機能を誘導・集積することにより、これらの機能の持続的な提供を図る区域。
な行	ノーマライゼーション	（Normalization）障害のある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え。
は行	パーキングパーミット	身体障害者用駐車場を必要とする人に共通する利用許可証を交付することで、駐車場を利用する人を明らかにし、駐車スペースを確保する制度。
	福祉避難所	災害時に高齢者、障害者、乳幼児等の特に支援の必要度が高い人（要配慮者）を対象に設置される避難所。避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮される必要がある。
ま行	マウントアップ	歩道の出入り口だけ切り下げて、車道より高い（10 cm～25 cm）歩道形式。車が歩道に進入してくるのを防ぐ効果はあるが、自転車や車いすの人には不評。
	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。厚生労働省所管。
	モラル	他人に迷惑をかけないなど、社会の一員として当たり前を守るべき価値観。守らなければいけないマナー。
ら行	療育手帳	埼玉県総合リハビリテーションセンターまたは児童相談所において、知的障害と判定された人に交付される。手帳は、障害の程度によって、重いほうから「マル A」（最重度）、「A」（重度）、「B」（中度）、「C」（軽度）の 4 段階に区分され、等級に応じて各種福祉サービスを利用することができる。
	路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの

本庄市移動等円滑化促進方針
(バリアフリーマスタープラン)

令和6年3月

発行	本庄市
編集	都市整備部 道路管理課
住所	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄 3-5-3
TEL	0495-25-1111 (代表)
FAX	0495-24-0242
URL	https://www.city.honjo.lg.jp
E-mail	douroka@city.honjo.lg.jp



本庄市